

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第43回）開催結果概要

1 日時

平成30年2月15日（月）13:57～16:40

2 場所

PCB処理情報センター（室蘭市御崎町1丁目9番地8）

3 出席者

監視円卓会議委員、登別市、伊達市、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）事務局（北海道、室蘭市）

傍聴者：17名 報道：2社（北海道新聞・室蘭民報）

4 内容

- (1) 第42回監視円卓会議議事録について
- (2) 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について
- (3) 洗浄液漏洩防止対策等について
- (4) JESCO北海道事業所長期処理計画について
- (5) 環境モニタリング結果及びモニタリング計画の変更について
- (6) その他

5 議事概要（眞柄座長の司会により議事進行）

- (1) 第42回監視円卓会議議事録について
委員からの意見等はなかった。
- (2) 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について
北海道事業の進捗状況等について
JESCOから資料2-1に基づき説明。

- ・安定器のうち、PCBが使用されていないものやPCBが使用されていない部分を取り外す仕分けについて、趣旨やJESCOによる対応方法について説明。
- ・JESCOでの処理対象物ではない高濃度PCB廃棄物に該当しないものを取り除くことで処理施設の負荷を軽減し、早期処理に資するもの。
- ・仕分けについては、各種説明会や会議等において、保管事業者への周知を図ってきた。
- ・さらに、本年2月からは、特に保管量の多い（安定器の総重量が500kg以上）の事業者については、JESCOへの登録にあたっての申請書に記載することとするほか、状況に応じて再仕分けを求めるなどの対応を行っているところ。
- ・加えて、保管事業者における仕分けが難しい場合にも対応できるよう、本年4月からは北海道事業所内での仕分けに向けた準備を進めているところ。
- ・北九州事業所で昨年12月から暫定的に実施している仕分け作業内容について説明。

主な質疑等は以下のとおり。

- (委員) 仕分けについて、今まで保管事業者には説明されてきていないのではないかと。PCBを使用したものであることを調査した上でJESCOに出すのが普通ではないかと。何のために仕分けをやるのかははっきり説明しなければ、既に一生懸命に処理を終わらせた事業者の信頼を失う。
- (環境省) PCB廃棄物の処理費用は負担が大きいことから、当初はPCBを使用していない安定器は除外されるものと見込んでいたが、実際には手間がかかり、一定割合が入

っている。PCBが使用されていない部分を取り外すことについても元々認められていたものであるが、行政から強く言ってきたわけではない。処理対象物を明確にするため、早期処理を確実にするためにも重要な取組であり、しっかり進めていきたいということで説明させていただいている。

- (委員) 都道府県に、写真や型式等を記載した面倒な届出書を提出しているのに、チェックしていないということではないか。都道府県がきちんと確認すれば混ざらないはずではないのか。
- (環境省) 安定器について、当初は型式等の情報が明確ではなく、ひとまず環境上適正に保管することを優先してそのまま長期間経過している状況にあるほか、法令上、全ての情報を記載して届出いただくまでの負担を求めている。
- (道) PCB廃棄物は過去に紛失等があった経緯があってPCB特別措置法で届出が義務づけられたものであり、都道府県は途中で紛失や不適正処理がないことを重視して確認してきた。また、届出では必ずしも仕分けに必要な情報は網羅できない状況であるため、仕分けの観点での確認はしてきていなかった。
- (委員) 実際に担当者に聞いてみたところ、仕分けは個別に現物を確認するほか、分析も行う必要があり、コストも手間もかかるもの。仕分けを進めるためには必要性をはっきりと示す必要がある。北海道では説明会に参加できる事業者も限られるので道からも広く伝える必要がある。
- (座長) 仕分けの理由は処理費用の低減だけでなく、実際に処理しなくてもいいものを処理することによって期限内に処理できなくなるリスクが高いことなど、もう少し丁寧な説明を考えていただきたい。
- (委員) 以前にも議論されたように、東京事業では安定器の処理が困難、量も膨大であることがはっきりしてきた経過がある。最初の事業計画の甘さがあったのではないか。真面目にやってきた人に不利益への対応をする気持ちでなければ納得は得られない。
- (座長) 約束した期限内にPCBが処理できるようにあらゆる事柄で協力してほしい、その協力の仕方の一つとして廃安定器の仕分けがあるのだというのが正しい説明の仕方であって、処理費用が安くなるというのは別の話。結果的に北海道事業と北九州事業にしわ寄せが来ており、処理施設も持っている地域のためにも納得できるような説明を心がけていただきたい。

北海道事業の進捗状況等について

JESCOから資料2-2～2-5に基づき説明。

- ・変圧器類、コンデンサ類の処理は平成29年12月末現在で、それぞれ87.4%、89.1%
- ・安定器・汚染物等の処理は平成29年12月末現在で、35.7%
- ・廃安定器の仕分けの徹底・促進について、事業者での仕分け方法等を説明するとともに、JESCO所内においても実施に向けた準備を進めていく考えであることを説明
- ・前回の監視円卓会議（平成29年11月）以降、1月末までに報告・公表したトラブル事象は1件、不具合事象5件、不具合事象未済13件発生
- ・昨年11月9日に発見した抜油・予備洗浄装置での抜油ポンプからの洗浄溶剤の漏洩（区分）の対応経過、原因究明結果（ポンプの破損）、再発防止対策（ポンプの点検及び漏洩経路への配管接続等）について説明
- ・前回の監視円卓会議で質問のあった洗浄溶剤の環境等への影響について、洗浄溶剤の性状（灯油や軽油に近い成分）、排出規制はなく、測定した結果からも施設外にはほとんど排出がないこと、作業員への直接の接触はないことを確認したことを説明

主な質疑等は以下のとおり。

- (委員) 洗浄溶剤の排ガス濃度を測定しているが、活性炭が新品の時と溶剤が吸着した満杯

になった時では排出濃度は異なる。その条件が示されていない。さらに、活性炭に吸着されているPCBが洗浄溶剤に入ると考えると簡単に理解できない。活性炭の交換頻度をきちんと説明いただきたい。

(委員) 活性炭の交換頻度について、当初の事業計画と実績について説明してもらいたい。活性炭へのPCBの吸着の観点からも対策をしなければならないのではないかと。溶剤の影響を考慮して、活性炭の前に溶剤を回収することはできないのか、北九州での状況も踏まえて検討する余地があるのではないかと。

JESCOの処理施設の上空から撮影された写真がグーグルで見ることができ、過去からの屋根の汚れの変遷がわかるので参考にしてもらいたい。相当量の溶剤の排出が予想されるのではないかと。

(座長) 委員からの指摘は、活性炭の総通気量と排気濃度の関係について履歴がわかるような情報を出してもらいたいということ。そして洗浄溶剤の排出量と、物理化学的な性状として液化して付着・滴下するかについて説明していただきたいということ。

(JESCO) 活性炭の交換頻度はメーカーからの提案がされたアセトン吸着量の分析を踏まえた交換計画を立てている。直列で2段の活性炭のうち、大体1年で半分(2段のうち、1段)を交換している。

なお、洗浄溶剤の排出量や活性炭の履歴等については次回までに整理して報告させていただきます。

(委員) 総量はわからないが洗浄溶剤にはPCBが入るはずであり、基準値以下だとしても極力排出は防ぐべき。

(委員) 資料2-4に示されている活性炭の排出状況と、今説明のあった交換頻度と整合がとれていないように感じる。どのようにこの数字がでてきたのか説明いただきたい。

(委員) 今までのPCBの生産量に対する処理済み量、保管量、不明量はどうなっているのか。また、北海道事業所で予定どおり処理が終了すると想定しているのかも教えてもらいたい。

(JESCO) 昨年度末までのJESCOでのPCB処理累積量は11,710トンです。

(環境省) JESCOでの高濃度PCBのほか、低濃度PCB処理施設での処理量もあるが、処理した廃棄物の総重量でしか実績は出せず、純PCB量の実績は出すことは不可能。また、保管されている量についても、重量のほか、個数やケーブル長さ等様々な単位で把握されており、現在のところ純PCB量として把握することは非常に困難。残念ながらPCB特措法以前に紛失したものも多く、不明な量もあるという状況。全体像の把握は重要な指摘と受けとめており、研究者とも相談しながら作業を進めているところ。北九州エリアでの掘り起こし量の実績もまとめて全体像の把握に努めていきたい。

(座長) 処理計画については資料4で議論していただく。活性炭については何を指標にしてアセトン吸着能を使っているのかを確認し、次回報告していただきたい。

(3) 洗浄液漏洩防止対策等について

当初施設における洗浄液漏洩防止対策等について

JESCOから、資料3-1に基づき説明。

- ・前回委員会での指摘に対して、漏洩防止プロジェクト活動と洗浄溶剤漏洩トラブルの関係性について、操業開始当時の経過や対策状況を踏まえて説明
- ・漏洩トラブルの発生原因の分析結果から、3つの強化すべき対策に応じたワーキンググループにより立ち上げている経緯と活動概要を説明
- ・平成29年11月に発生した漏洩トラブルを受けた活動内容の強化を具体例とともに説明
- ・操業維持の観点で策定していた施設の長期保全計画についても漏洩防止の視点も加えて確認を行い漏洩トラブル防止活動を進める。

主な質疑等は以下のとおり。

- (委員) 破損したダイアフラムの使用期間と交換の規定について説明願う。漏洩トラブルに対して手順書の改定が行われているが、要領の改定はJESCOの責任と思うが、全体説明資料3-1と個別の事象の対応を示した別紙1との違いについて説明願う。
- (JESCO) 破損したダイアフラムの使用期間は4年間であった。また、要領改定の資料間の違いは年と年度の違いであると思われるが、手順書の見直しはこまめに行っており、検討不足によるものではないと考えている。
- (委員) トラブル自体はどの工場でも起こるものであるが、問題は対応が速やかだったかということ、今回のトラブルは非常に早い段階に対応されているが、トラブルに対してどう対応できたかという評価もしてわかる形で概要を示していただきたい。また、トラブルが生じて外部への漏洩防止がどのように防がれているのかという全体像を含めて図などで示してもらった方が良いのではないか。
- (座長) 委員からの質問内容は理解して答えるようにしてください。漏洩防止プロジェクトについては、もう少し頑張ってもらいたいと思います。

北海道PCB処理事業所長期保全計画について

JESCOから、資料3-2に基づき説明。

- ・計画の策定にあたっての基本的な考え方、管理シート、主な実施計画を説明するとともに、平成29年と平成30年の具体的更新内容について説明。
- ・長期保全計画については、定期点検の結果も踏まえて見直しを行っていく。

主な質疑等は以下のとおり。

- (委員) 先ほど委員から指摘のあった、上空写真から見た屋根の汚れの原因について、ばいじん以外の可能性は何が考えられるか。
- (委員) 何回か拭いた跡もあり、煙突からの液だれのようなところがあるので説明いただきたい。
- (JESCO) 熱媒ボイラーからの油煙によるものであり、定期的に清掃等も実施している。熱媒油が劣化して油煙が多くなってきていることから秋に全量交換予定である。
- (委員) どこにボイラーの煙突があって、処理施設の排気が出るところとそれ以外のところをレイアウト図で示して、写真を載せて説明していただければと思います。
- (座長) 念のために、ハイボリュームサンプラー等を使って、何が出ているか機会を得て調査するようにしていただきたい。

(4) JESCO北海道事業所長期処理計画について

JESCOから、資料4に基づき説明。

- ・平成29年12月末時点での計画について説明
- ・当初施設について、量は逡減していき、計画的処理完了期限の平成34年度までには処理完了する見込み。
- ・増設施設について、資料2-4で説明した数量から、冒頭の2-1で説明したように、仕分け等の適正化を見込んだ数値としてまとめた結果、計画的処理完了期限の平成35年度までには処理を完了する見込み。
- ・期限内に確実に終わらせるために、所内仕分けも含めて進めてまいりたい。

主な質疑等は以下のとおり。

- (委員) 期限を決めるのはよいが、本当に日本国内からなくなっているのかは疑問。条約を踏まえた国内法の整備がなされると思うが船舶に使用されているPCBの把握はされているのか。また、期限以降に出てきた場合の国の責任は全くなくていいのか、その辺のお考えをお聞かせください。
- (委員) 室蘭ではシップリサイクルを進めているが、外国船等PCBが出てきた場合、それをどうするのか説明してほしい。
- (委員) 日本の船が国外に相当輸出されており、PCBが失われている大きな要素かもしれない。国際的な観点から製品としての輸出の考えを環境省に聞きたい。
- (環境省) 船のPCBについては、関係省庁とも協力して調査を進めており、対象となる船舶自体はそれほど多くないというのが関係省庁の見立てであるがゼロではなく、より古い船籍を調査するということや照明器具などの付属設備として使用しているものについても調査を進めている。作業用の台船については電気事業法の対象でもあり、経済産業省や自治体と連携して調査している。
- 期限の後に出てきた場合の対応については、そうならないように全力を尽くすということであり、現時点での回答とさせていただきます。
- (環境省) シップリサイクルについては条約が2009年に国際的に採択され、条約を国内で担保するための法案を内閣で決定されれば、今開催されております通常国会に提出しようと思っている。500総トン以上かつ排他的経済水域を超えて航行する船は有害物質の使用の一覧を船に備え、解体時にはその資料により解体計画が作成されることから、解体計画を関係大臣がチェックするものであり、中古品の輸出にも対応する。
- (委員) シップリサイクル条約では越境が可能であることが抜け道となる。日本から出てくるもののほか、世界から出てくるものへの国際貢献も含めたものが室蘭のまちづくりにもつながってくると思うのでご検討をいただきたい。
- (室蘭市) 経済部の立場としては、室蘭港を使ってシップリサイクルをやっていただく事業者が、これを買って、解体して、かつ有害物質を適正処理して、有価物として売ってビジネスになるかというところが室蘭での実行できるかの分かれ目となる。
- (環境省) 指摘のあったように、海外に持っていったりリサイクルをするときに汚染を起こさないように関係大臣が個別の船について確認を行うという仕組みを法律で考えております。条約締結国以外の国にリサイクル目的で売ることは承認しないこととなる。また、途上国での能力向上のために日本はODAで施設整備なども行っているところ。

(5) 環境モニタリング結果及びモニタリング計画の変更について

事務局から資料5-1～5-3に基づき説明。

- ・ 前回会議以降、結果が確定した測定結果では、結果としては、おおむね基準値から十分に低い値となっている。周辺大気環境のベンゼンが比較的高い値となっているが、JESCOの排出源では基準を大幅に下回っている。
- ・ 4月から改正大気汚染防止法の施行に伴い、増設施設からの排ガスに水銀濃度の測定が義務づけられる。協定にもとづく環境モニタリング等においても法に定める基準値及び頻度に従って水銀についても加えていく考え。
- ・ 立入検査の実施状況については、前回の会議以降2回実施しており、いずれも指摘事項等はなかった。

主な質疑等は以下のとおり。

- (委員) 実際に増設施設で対象としているもので、水銀が含まれるものが入る可能性がありますか。

(J E S C O) 推定ですが、全くないとは言い切れないものの、安定器や電気機器ですので、濃度的にはかなり低いと思います。今後、搬入されてくる電気機器以外のものについては汚泥やウエス等といった種類によると考えている。また、副資材中の水銀についても調査しているが、影響はほとんど無いことを確認している。

(座長) 払い出しを行っている活性炭に水銀の規制がかかるようなことはないですか。

(J E S C O) 現在のところは承知していません。

(委員) 熱媒ボイラーについて当初・増設のいずれのものか、ばいじんがそれなりに出ているので、油煙なのかもしれませんが、硫黄酸化物もそれなりに多目なので、先ほどの色の話と関係があるのではないか。また、温水ボイラーについては、データがない理由は何か。

(J E S C O) データは熱媒ボイラーによるもの。温水ボイラーについては、冬季の測定であることから、現時点では空欄となっているもの。

(座長) 会議の中でいろいろと調べていただきたいことが出ておりますので、次回には、それらのことについて、J E S C O からわかりやすく説明していただくことをお願いします。

事務局から次回開催を6月頃の予定として案内し、閉会